

枚方市ふるさと寄附金返礼品協力事業者公募要項

1. 目的

枚方市では、「ふるさと寄附金（納税）制度」を通じて本市の魅力を広くPRするとともに、財源の確保及び地域産業の活性化等を図るため、個人で一定額以上の寄附をいただいた方に返礼品を提供しています。これに伴い、返礼品の提供に協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2. 協力事業者の要件

次の（ア）から（ウ）の全ての要件を満たしてください。なお、本要項でいう事業者とは、法人その他団体又は個人事業主をいいます。

- （ア）生産・製造・販売等に関する法令等を遵守していること。
- （イ）代表者等が、枚方市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと。
- （ウ）申込み時に、税の滞納がないこと。
 - ・枚方市に納税義務を有する場合：枚方市税の滞納がないこと。
 - ・枚方市に納税義務を有しない場合：国税の滞納がないこと。

3. 返礼品の内容

（1）返礼品は次の（ア）から（オ）の全ての要件を満たすものとします。

- （ア）枚方市のPRにつながる魅力があり、「平成31年総務省告示179号第5条（地場産品に係る基準）」に則ったものであること。（P5参照）
- （イ）「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について（平成29年4月1日総税市第28号）」を踏まえ、次に掲げるようなふるさと寄附金（納税）制度の趣旨に反するものでないこと。
 - ・金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
 - ・資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
 - ・価格が高額のもの
- （ウ）品質及び数量の面において安定供給が見込めること。
- （エ）飲食物については、寄附者のもとに到着後5日間以上の賞味（消費）期限が保証されるものであること。
- （オ）食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法、景品表示法など関係法規を遵守し、違反していないものであること。

（2）協力事業者にて設定する返礼品の提供価格は、寄附金額の3割以下としてください。（市が協力事業者に支払う調達額は、返礼品の提供価格（税込）と同額とします。）

区分	寄附金額	返礼品の提供価格（税込）	市の調達額
①	10,000 円	3,000 円以下	返礼品の提供価格（税込）と同額
②	20,000 円	3,001 円以上 6,000 円以下	
③	30,000 円	6,001 円以上 9,000 円以下	
④	40,000 円	9,001 円以上 12,000 円以下	
⑤	50,000 円	12,001 円以上 15,000 円以下	
⑥	60,000 円	15,001 円以上 18,000 円以下	
⑦	70,000 円	18,001 円以上 21,000 円以下	
⑧	80,000 円	21,001 円以上 24,000 円以下	
⑨	90,000 円	24,001 円以上 27,000 円以下	
⑩	100,000 円	27,001 円以上 30,000 円以下	

※その他の価格区分の設定も可能ですが、原則として寄附金額は 10,000 円単位とします。

(3) 返礼品の応募数は以下のとおりとします。

(ア) 1 協力事業者あたりの応募可能数は、原則、同一の寄附金額に対し 2 品までとし、最大で 10 品までとする。ただし、同一の寄附金額に対して 3 品を超える応募を行う場合は、申請前に市と協議を行うこと。

(イ) 協力事業者間で連携して応募する場合は、(ア) と同様の取り扱いとする。ただし、個々の協力事業者としての応募数には加えないものとする。

4. 返礼品送付業務の形態

(1) 市は、返礼品の送付（体験型サービス等を提供する場合はそのチケット等の送付）に係る業務全般について、(株) さとふるに委託しています。（送料は市が負担します）

(2) 協力事業者は、(株) さとふると返礼品の調達、在庫管理、配送、支払い等に関する売買契約を締結してください。

(3) (株) さとふるによる集荷時には、返礼品が梱包され、市から提供のあったお礼状のシールを貼付し、配送可能な状態にしてください。

5. 新たな返礼品を提供いただく場合

(1) 新たに返礼品の提供を希望される場合は、以下の書類を提出してください。提出は随時受け付けています。なお、申請内容の確認や、返礼品の提供における関係法規の遵守を確認するため、本市が別途資料の提出を求めた場合は、必要かつ十分な資料を提出してください。

<提出書類>

(ア) 枚方市ふるさと寄附金 協力事業者申請書（新規用）【様式 1-①】

(イ) 事業者登録シート【様式 2-①】、お礼品登録シート【様式 2-②】

(ウ) その他（市が提出を求めた場合のみ）

(2) 市は、前号の提出書類の内容確認を行い、要件を満たした事業者に対し、確認書類の提出を求めます。確認書類については提出日から 1 か月以内に発行されたものとします。

＜提出書類＞

(ア)「滞納無証明書（枚方市に納税義務を有する場合に限る。）」もしくは、「納税証明書（法人：様式その3の3、個人：様式その3の2）」のいずれか

(イ) 誓約書

(3) 市は、前号の提出書類の内容を審査の上、適当と認めたときは、協力事業者として決定し、その旨を通知します。

6. すでに返礼品を提供いただいている場合（品目の追加・変更）

(1) すでに提供をいただいている返礼品の追加及び変更を希望される場合は、以下の書類を提出してください。なお、申請内容の確認や、返礼品の提供における関係法規の遵守を確認するため、本市が別途資料の提出を求めた場合は、必要かつ十分な資料を提出してください。

＜提出書類＞

(ア) 枚方市ふるさと寄附金 協力事業者申請書（変更・追加用）【様式1-②】

(イ) お礼品登録シート【様式2-②】

(ウ) その他（市が提出を求めた場合のみ）

(2) 市は、前号の提出書類の内容を審査の上、適当と認めたときは、返礼品の追加・変更について決定し、その旨を協力事業者に通知します。

7. 協力事業者資格の更新

協力事業者資格の有効期間は通知日から令和5年3月31日までとします。

令和5年4月1日以降の資格更新を希望される場合は、令和4年12月31日までに5.(1)に示す書類を提出してください。

8. 書類の提出先、お問い合わせ先

枚方市役所 総合政策部 ひらかた魅力推進課

〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20 枚方市役所 別館5階

電話：072-841-1229

FAX：072-841-3039

Mail：miryoku@city.hirakata.osaka.jp

9. 協力事業者の責務

(1) 協力事業者は、提供した返礼品の品質、性能等に関する苦情、事故に対しては、責任を持って誠実に対応すること。

(2) 協力事業者は、お礼品登録シートに記載した内容（数量、原材料、生産地、消費期限等）に相違なく、正しく返礼品を提供すること。

(3) 協力事業者は、前項の責務を果たすため、関係法規の遵守や、返礼品の提供において適切かつ十分な品質管理を行うこと。なお、本市からの上記の状況確認に係る資料の提出や状況の確認等の求めに応じること。

(4) 協力事業者は、お礼品登録シートに記載した内容（数量、原材料、生産地、消費期限等）

と相違のあるものを提供した場合やその恐れのある場合は、正しいものを再提供又は同等の措置を講じること。

(5) 協力事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに市及び（株）さとふるへ申し出ること。

（ア）返礼品の在庫不足等で発送に遅延が生じたとき

（イ）返礼品の品質及び発送過程等で事故が生じたとき

（ウ）その他お礼品登録シートの記載事項に変更が生じたとき

(6) 協力事業者は、本事業の広報を目的としたホームページ、パンフレット等の製作に必要な協力を行うこと。また、市は協力事業者から提供された写真やお礼品登録シートに記載されている文言について、ポータルサイトへの掲載をはじめとする、本事業の広報活動に利用する。

10. その他留意事項

本要項に記載のない事項が発生した場合、協力事業者は本市と協議のうえ、必要な対応を行うものとします。

平成 31 年総務省告示 179 号第 5 条 (地場産品に係る基準)

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - (イ) 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - (ロ) 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - (ハ) 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。